

「教育等の振興に関する施策の大綱」（第 2 期宮城県教育振興基本計画）の改定について

1 「教育等の振興に関する施策の大綱（以下、『教育大綱』という）」について

（1）「教育大綱」とは

- 教育の目標や施策の根本的な方針。国の教育振興基本計画を参酌し、総合教育会議において知事と教育委員会が協議・調整のうえ、知事が策定するもの。
- 教育大綱を踏まえ、知事及び教育委員会はそれぞれの所管する事務を管理・執行。

（2）本県における教育大綱の策定状況

H27. 6 月 第 2 回総合教育会議において教育大綱を策定（対象期間：H27 年度～H28 年度）

H29. 3 月 「第 2 期宮城県教育振興基本計画」 策定（計画期間：H29 年度～R8 年度）



H29. 7 月 第 6 回総合教育会議において「第 2 期宮城県教育振興基本計画」を新たな教育大綱に位置づけ

<参考：策定根拠等>

第2期宮城県教育振興基本計画

【策定根拠】 教育基本法第17条第2項
 【策定主体】 宮城県・宮城県教育委員会
 【計画の概要】 本県教育の目指す姿と5つの目標を明示し、実現に向けた施策として10の基本方向と35の取組を記載
 進行管理のため3年程度のアクションプランを別途策定し、計画を推進

教育等の振興に関する施策の大綱

【策定根拠】 地方教育行政法第1条の3
 【策定主体】 知事
 【現在の大綱】 第2期宮城県教育振興基本計画を大綱として位置付け



2 「第 2 期宮城県教育振興基本計画」改定の趣旨及びスケジュール等について

資料 1 - 2 のとおり

【参考】関係法規・通知

教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

(3～4略)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（平成26年7月17日付け

文部科学省初等中等教育局長通知（抜粋）

第三 大綱の策定について

2 留意事項

(3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。